

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者	
1	資料2	NO6	<p>(2) 心のバリアフリーの醸成や(4)交流の場の提供の項目において、福祉教育の推進により、各学校の取組みが十分と考えられるため、5つの事業を終了するとの方針が示されています。一方で、社会状況の変化に伴い、たとえば、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア児、LGBTなど、新たな課題の認識が深まっていることを鑑みると、インクルーシブ社会や合理的配慮等を含めた内容に取り組むための新たな事業に転換を図る形がより望ましいのではないかと考えます。市の考え方をお聞かせください（資料2 NO6,8,9,11,12）。</p>	<p>委員のおっしゃるように、社会状況の変化に伴い、インクルーシブ社会や合理的配慮等を含めた内容に取り組むことが大切であると私たちも考えております。</p> <p>その取り組みを推進するために、今回の目標値「巡回指導員の要請率向上」を核として、「3特別支援教育等の充実（1）」での個別の支援計画・個別の指導計画の活用、組織的、継続的な指導・支援を学校で的人材育成とともに注力してまいりたいと思い、今後の計画を立案いたしました。既存の事業を充実させることが教員力・学校力の向上、社会状況の変化に伴う内容の課題解決につながると考えております。</p>	学習指導課	川越委員
2	資料2	NO6	<p>福祉教育は生涯を通して必要だと考えます。研究指定が終了しているから終わりという事でなく、どの学校も毎年の恒例行事のような関わりを障害がある人と持って頂きたいです。モデル校だけが行うではなく、全校校に取り組んで頂きたい内容です。</p> <p>授業時間の一環として行う以外に、福祉施設のバザーお手伝い、文化祭や運動会への参加。福祉施設のイベント告知をして、親子で出掛けるといったことができるのが理想です。</p>	<p>福祉教育は生涯を通じて必要だと私たちも考えます。どの学校でも総合的な学習の時間をはじめとした授業内外で日常的に行なうことが多くなっています。今回、事業としての取り組みは終了いたしますが、各校に特別支援学級も増加しており、障害のある児童生徒との交流学習など日常的なかかわりを通じて、多様性の理解を深めていきたいと考えております。</p> <p>福祉施設を含む地域でのバザーの手伝いや文化祭の参加、知的障害特別支援学級在籍の中学生による市役所通路でのバザー開催など様々な取り組みが現状行われています。その積み重ねが委員のおっしゃる理想や、共生社会につながっていくと考えています。</p>	学習指導課	志田委員
3	資料2	NO83	<p>No.83障害者職場実習奨励金について</p> <p>資料2の中で令和3年67社、97人、令和4年58社、87名とあるが、⑤どのような職種(接客、軽作業、事務、清掃など)を実習生が体験したのか。</p>	<p>職場実習の受け入れ企業の業種としては、小売業・サービス業・物流業・飲食業が多くなっており、そのうち職種内容としては、例年「清掃・品出し・仕分け（商品管理）・事務補助」の割合が多くなっています。</p> <p>令和3年度は「清掃、品出し、仕分け、事務補助」、令和4年度は「清掃、品出し、事務補助、調理補助」の順に多くなっています。その他にも、「介護補助、ピッキング（検品）、食品製造」等の職種も実習として体験されています。</p>	商工振興課	小嶋委員
4	資料2	追加事業	<p>医療的ケア児等の支援体制の整備について</p> <p>福祉型短期入所事業所のみに対し補助するとありますが、突然の家族の体調不良の場合等、柔軟に預かりができる（例えば1日だけとか）事業所は他にもあると思いますが、そこへの支援はお考えでしょうか、また、声掛けは行っていますか。</p> <p>（例：児童発達支援事業、療養デイサービス等）</p>	<p>松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金はR4年度から開始した新規事業になります。今後、利用実績の動向をみながら、事業内容の評価をしてまいりたいと考えております。</p> <p>また、ご家族のニーズや事業所の受け入れ態勢について調査を行い、支援体制の拡充等につきまして検討をしてまいります。</p>	障害福祉課	佐塚委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
5	資料2	追加事業 延長支援加算について 実績に応じて支給とありますが、月11回以上が満額でそれ以下は半額になってしまいます。もう少し緩和しないと預かることができる事業所が減少するまたは緩和することで増える可能性があると思いますがお考えをお聞かせください。	松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金については、令和4年度からスタートした事業であり、R4年度の申請実績は2事業所でした。今現在は支給金額を拡充することは想定していませんが、今後事業の評価、見直しを継続して実施し、適切な支援を実施してまいります。	障害福祉課	佐塚委員
6	資料2	追加事業 在宅人口呼吸器使用者の停電時の構えの強化について 非常電源購入の一部補助は大変助かっていると利用者家族から聞いています。ありがとうございます。 しかし、いざというときの訓練が出来ていないため、防災訓練と一緒にヘルパーまたは看護者が参加する補助も考えていただけないでしょうか。	在宅人工呼吸器患者の訓練については、昨年度から訪問看護事業所連絡協議会様、松戸市医師会様とともに、非常用電源による人工呼吸器の動作確認（停電対応訓練）を行っております。訪問看護師同席の上で、患者様（ご家族様）と訓練を行っていただけるようにしておりますが、通常の訪問業務と並行しての訓練は困難な面もあると伺っておりますので、訓練を行った訪問看護師への報酬について、現在検討中です。	健康政策課	佐塚委員
7	資料3 (素案)	14 優先調達について 市民にとって、わかりにくい語の可能性があります。この箇所以外にも同様の箇所があり、用語解説や注釈が必要かと思います。	用語集については今後巻末資料としてまとめる予定でございます。指摘のあった優先調達も含め、市民にとって分かりづらい用語については用語集として今後まとめてまいります。	障害福祉課	自立支援協議会 星野委員
8	資料3 (素案)	25 ふれあいいきいきサロンについてですが、会場が2階だったりエレベーターがない会場があります。身体の不自由な高齢者や障害者には、参加が難しいと思われます。誰もが参加出来る体制、会場作りをご検討願います。	会場は、主に市民センターや町会自治会集会所等です。地域内で他に開催できる場所はありません。建物の構造上、制限はありますが、できるだけ1階を使用するなどハンディがある方が参加しやすいように配慮するよう地区社会福祉協議会に協力を依頼します。	社会福祉協議会	志田委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
9 資料3 (素案)	25	毎年、沢山のイベントを開催されていますが、市民の意識を変えることや障害者家族にアプローチする事を目的として、イベントの一角に相談コーナーを設けたらどうでしょうか。引きこもり支援、不登校支援、一般向けの研修等の紹介等。	引きこもり支援等については、相談者のプライバシー保護の観点から、イベントのブースでの実施は難しいものと考えます。一方で、研修等のご案内として、チラシの配布やポスターの掲示については、周知の拡大策として有用であると考えます。	障害福祉課	志田委員
10 資料3 (素案)	27	(4) 交流の場の提供の具体的な行動、表の「障害のある人・家族」の欄に4項目が掲げられていますが、この呼びかけをどこでどのように障害者やその家族に発信しているのですか。例えば「リーフレットを作成して啓発に努める」などの具体的行動指針も掲載すべきではないですか。ただここに書かれただけのものを見た障害者とその家族は戸惑うだろうし、これらが個人でできる方は少数派ではないかと思います。	各項目の具体的な取組みに対し、それぞれの立場から実行し得る行動をお示しております。 計画上により具体的な行動指針まで明記する予定はありませんが、様々な立場の人が本計画をお読みいただき、それぞれの行動が推進されていくよう、周知してまいります。	障害福祉課	自立支援協議会 菊田委員
11 資料3 (素案)	28	若年層のボランティア参加を促す取組・支援の実施状況について ボランティア活動と言っても、高齢から始める場合、環境への適応など難しいことが少なくありません。 将来的な継続性ということを考えても20~50代までの世代に期待するものは大きくなります。 しかしながら、こうした世代は仕事や子育てに忙しく、仕事以外の活動は通常困難と考えられます。こうした世代への特有の取組・支援は無いのでしょうか。 また、ボランティア活動が若い頃から（学生時代など）の習慣となっていれば、将来も継続できることも期待されます。学校等への啓発活動を今後強化していくことは検討されているのでしょうか。	ご指摘のとおり昨年度実施したアンケート調査においても、ボランティア活動に参加していない人の半数以上は「仕事や家事などが忙しく、時間がないから」と回答しています。この件について、直接的な支援を行政機関として実施することは困難であると考えますが、課題として十分に認識していく必要があります。 なお、資料3（素案）25頁記載の障害者週間記念事業において、「市が実施する障害に係るイベントへの市民ボランティアの受け入れ等を通じて、障害者への理解促進を図ります。」と明記しております。 こちらは市が障害者週間を記念して実施する「ふれあいフェスティバル」というイベントに学生ボランティアの受け入れを行うものになり、今年度ボランティアの受け入れを4年ぶりに実施するものになります。今後もこのような事業を通じて若年層からの障害者との関わり合いやボランティア機会の創出を実施してまいります。	障害福祉課	榎本委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
12	資料3 (素案)	29 2 地域福祉活動の推進の(2)児童・生徒のボランティア活動支援について 子どもたちにボランティア活動を体験する機会を設けることで、障害に対する正しい理解を身につけますとある ① 障害者と、市民が触れ合うことを目的としたイベント、とあるがこれは具体的にどんなものを指すのか？ふれあいフェスティバルのことであっているのか？ ② もしそうであれば具体的な行動としてふれあいフェスティバルを開催する、と素案に記載して良いのではではないか？ ③ (1)の福祉教育の欄と重なってしまうものかもしれないが、学生向けに障害を理解してもらうための講座を開催するのはどうか？ ④ 障害に対する正しい理解のため、ボランティア活動を推進するのであれば、例えば高校などの学校単位の組織を上手く活用していく取り組み作るのはどうか？	①、② ふれあいフェスティバル、ふれあいフェスタに関する事業であり、ボランティアの受け入れについては、ふれあいフェスティバルにおいて実施予定です。障害者週間記念事業については、近年の新型コロナウイルス感染症拡大時のように事業内容を変更して開催するケースや事業内容が変更となる可能性もあることから、障害者週間記念事業としています。 ③ 対象を限定した講座は実施していませんが、パートナー講座において、障害福祉に関する講座を用意している他、障害者差別解消法に関する講演会等、各種セミナーを実施しています。 ④ 現状においても、一部の小中学校では、学校単位でのボランティア活動を行っております。児童・生徒にとって、ボランティア活動は、障害に対する正しい理解を身に付けるとても良い機会になります。 市立高校ではキャリア教育および人権教育を推進しておりますので、その一環としても、ボランティア活動に参加する機会をいただけましたら、学校として協力することは可能であります。	障害福祉課 学務課	小嶋委員
13	資料3 (素案)	30 助成事業について 助成対象としている団体は障害者関係団体にもあるのでしょうか。その場合、詳細を名称や内容に記載した方がわかりやすいと考えます。P65の外部研修への派遣も同様です。	助成団体は障害関係団体も含めた福祉団体になります。 助成事業の内容（赤い羽根募金、団体育成事業助成、こころの相談事業助成等）については、助成内容名称を新たに明記します。 なお、外部研修については毎年度参加する研修が異なることが想定されるため、表記はこのままとさせていただきます。	障害福祉課	自立支援協 議会 星野委員
14	資料3 (素案)	31 障害者の高齢化、主介護者の高齢化が進む中、8050世帯や9060世帯、独居世帯が増えています。成年後見をはじめとして、障害者の権利を擁護するためのセーフティーネットの必要性は、今後増す一方と予想されます。その観点からは、成年後見制度の市長申し立てや費用助成への備えは現状維持ではなく、「A拡充」として増加する見込みで計画を策定すべきと考えます。市の考えをお聞かせください。	市長申し立て件数については、令和3年度3件、令和4年度3件、令和5年度見込み4件と横ばいでであることから、「B継続」としております。 費用の助成について、成年後見人等報酬助成制度については、申請件数が増加傾向にあり、現状の予算を超過する可能性があることから、「A拡充」とさせていただきます。	障害福祉課	川越委員

	資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
15	資料3 (素案)	32	日常生活自立支援事業について 障害のある人の高齢化が進み、同事業の対象者は増えることが予想されます。事業は継続（B）ではなく、拡充（A）する方向で計画した方が適切と考えます。	日常生活自立支援事業は、千葉県社会福祉協議会の業務委託事業であり受託金で運営しています。しかし、受託金の中では十分な事業運営が難しく、松戸市から補助金を頂いて実施しております。 確かに、相談状況は全体的に増加しており、利用者状況の内訳としても障害のある方の割合が微増している傾向から、体制の拡充は必要と考えられますが、県からの受託金の増加が見込めない現状より拡充が難しく、体制維持のため「継続B」とさせて頂きました。	社会福祉協議会	自立支援協議会 星野委員
16	資料3 (素案)	35	5歳児検診（悉皆健診）について 厚生労働省のHPなどで、5歳児健診は軽度発達障害の発見に有用であること、一方、3歳児健診で軽度発達障害児の問題点に気づくことには限界があり、しかも疾患に特異的な問題点を指摘することが困難であることが示されています。 鳥取市の実績によると、5歳児発達相談でも発達障害児に対する気づきは可能ですが、悉皆でおこなう5歳児健診で見いだされる軽度発達障害児のおおよそ1/6程度の子どもに気づいてやれる程度に留まるとされています。悉皆の健診が実施できる体制が望ましいと思われます。 予算、医師会との協力、保健師等の人材の確保など、実施にむけての難しい課題はたくさんあると思いますが、就学前に障害がわかることで本人はもちろん、保護者や学校現場の負担も減ることが期待されます。 5歳児検診についてこれまで検討されたことはあったのでしょうか。また、今後の見通しなども知りたいです。	当市においては、これまでに5歳児健診について検討した経過はあります。今後については、国や県や他市の状況等を確認してまいります。	こども家庭センター	榎本委員
17	資料3 (素案)	37	乳児家庭全戸訪問について、令和5年1月から6月の出生数と実際に訪問した乳児の数をお聞かせください。その結果、把握した医療的ケア児の数やその把握方法、加えて、訪問看護の導入状況について教えてください。	令和5年1月から6月の出生数は1,472人であり、実際に訪問した乳児の数は1,452人（10月16日現在）です。把握している医療的ケア児は4人。把握方法は出生届出時の市民健康相談室での面接2人、乳児家庭全戸訪問2人。訪問看護の導入は1人です。	こども家庭センター	川越委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
18	資料3 (素案)	38 精神発達上課題がある児に対し専門家が早期に介入することは、療育の観点から重要です。健診の結果、心理士か個別相談を実施した実績をお示しください。臨床発達心理士の巡回相談を含め、心理士の状況についてお聞かせください。	(こども家庭センター) 幼児健診後、必要時、後日、心理士による個別相談を実施したのは令和4年度267人です。 (こども発達センター) ・1歳6か月、3歳児検診から、こども発達センターへの相談に繋がった件数は、令和4年度195件、令和3年度114件です。 こども発達センターの心理士の配置は、常勤5名、非常勤2名の合計7名です。要望のあった事業所等に対する心理士の巡回相談実績は、令和4年度242回、令和3年度201回です。 心理士による個別療育実績は、令和4年度4,897件(740人)、令和3年度4,888件(718人)です。発達検査実績は、令和4年度631件、令和3年度は593件です。	こども家庭センター こども発達センター	川越委員
19	資料3 (素案)	40 こども発達センター（通園保育）について、医療的ケアを必要とする子どもの単独通園を令和3年度から開始し、5歳児児童3名について週2日継続して実施しているとのことです。保護者の負担軽減が重要課題であることを鑑みると、たとえば、1) 日数の増加、2) 人数や学年の拡大、3) 通園時間の延長などの次の展開が思い浮かびますが、次期3年間において、どのような方針で取組みを進めていくかについて、目標を定めることには意義があると考えます。この2年間の取組みを評価するとともに、市としての方針をお聞かせください。	令和3年度から5年度まで、5歳児の医療的ケア児3名に対して、週2日の単独通園を実施したことにより、就学前の親子分離に対する支援および保護者のレスパイトに繋がったと考えています。 次期計画期間においては、5歳児については単独通園を週3日実施すること、および4歳児の単独通園について検討してまいります。 通園時間の延長については、既に実施している児童発達支援事業所の視察を行い、実施における課題を整理してまいります。また、保護者のニーズを踏まえながら、単独保育の実施を検討してまいります。	こども発達センター	川越委員
20	資料3 (素案)	40 こども発達センターについて、乳幼児健診で課題が指摘されてから診察を受けるまで、予約がなかなかとれず長くて8か月待たされたという事例もありました。他の病院で受診してみてはという提案もないまま、親御さんの不安は非常に大きいものであり、お子さんも適正な声掛けや支援を受けられないまま更に状態が崩れていくことが考えられます。外来療育についても3か月ごと。成長が著しい乳幼児にとってのその頻度が適正なのかも気になります。その子が利用する児童発達支援の事業所との連携を日々行っていたり、他事業所と連携、アドバイスするなど、3か月に1回の療育を有効活用していただくのも必要だと思います。 ➡上記のような理由で、発達センターの診療、外来療育について、個々の状況や成長、課題によりできる限り即時に対応できる体制を整えて行く必要があると思います。	こども発達センターにご相談をいただいてから、初回の診察にかかるまでは平均3~4か月程度お待ちいただいているのが現状です。 初診までの待機期間には、保護者へのフォローとして、お子様の発達に関する不安や心配事の軽減を図るために、ケースワーカーによる間接的な支援を実施しています。また、他の診療可能な病院や児童発達支援事業所のご紹介を行っています。 療育については、週1回実施している医師と専門職による支援会議にて、お子様の個々の状況や成長に応じた療育の回数を決定しています。 市内児童発達支援事業所等との連携・アドバイスについては、当センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことから、今後も専門職による巡回相談の充実を図ってまいります。	こども発達センター	自立支援協議会 大友委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
21	資料3 (素案)	40 こども発達センターの利用は松戸市では基本就学前までです。就学後は、医療や療育の場を、個々で探さなくてはいけないのが現状です。学習面の課題、行動の課題が顕著に現れるのは就学後。しかも高学年から中学生にかけて行動の問題は更に大きくなります。学習障害の対応の場所も明確でないと思われます。 ➡小学校からできれば18歳まで、ここに行けば療育にも医療にもたどり着けるという場所が必要と思います。 学習障害の子たちへの療育の機能も、そこに入れて行く必要があると思います。現在の発達センターを拡大するか、新しく別に機能を構築していくか検討が必要と思います。	こども発達センターのご利用は、早期発見・早期療育の観点から、就学前のお子様までとなっておりますが、終了する際には、保護者に対して就学後のフォローのご希望をお伺いしています。 小学校1~2年生程度までは当センターでの診察を実施しながら、必要に応じて他の病院のご紹介をしております。 切れ目のない支援の必要性は認識しておりますが、当センターのご利用には現状で、3~4ヶ月の待機期間が発生しており、施設規模や医師、専門職の配置上も、対象年齢の拡大は困難と考えています。 今後、先進市や近隣市の状況など情報収集と課題の抽出に努めてまいります。	こども発達センター	自立支援協議会 大友委員
22	資料3 (素案)	42 不登校、問題行動といったことを気軽に相談しやすくするため、学校で配布する手紙での啓発、授業参観を利用しての学校カウンセラーからのお話等、どのように周知をされていますか。	不登校や問題行動など、児童生徒や保護者の方からの相談については、学校における定期的な教育相談や二者面談、三者面談等で相談することができます。スクールカウンセラーについては、年度始めに校内で児童生徒や保護者の方に周知し、相談につなげることができます。教員への相談からスクールカウンセラーを勧めることもあります。	児童生徒課	志田委員
23	資料3 (素案)	47 喀痰吸引3号研修まで拡大していただきありがとうございます。しかし医ケア児のみのため、大人は対象になっていません、喀痰吸引を必要としているのは子どもから高齢者までです。出来ることを増やすことであらゆる場面で対応してもらえると思いますがいかがでしょうか。	医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金については現時点においても事業所からの申請がなく、まずは十分な施策評価及び見直しを行う必要があると考えています。 制度としても補助対象を3号研修まで拡充したばかりであり、制度内容を今すぐ見直すべきではないと考えていますが、ご指摘のあったご意見についても今後事業の見直しを図るタイミングで検討していく事項であると考えます。	障害福祉課	佐塚委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
24	資料3 (素案)	47 医療的ケア児等喀痰吸引等研修費補助金について、令和3年度、令和4年度の補助実績がなかったとのことです。てこ入れという意味で、すでに令和5年度から補助対象を第三号研修までに拡大していることは良策だと思います。医療的ケアに対応できる職員を増やすことは数多くの事業や現場において重要なことから、年度ごとに目標値を定めて進捗管理や受講促進策を講じるなどの次期計画の実効性を高めることを提案します。ご検討ください。	三号研修も含めて現在申請実績はなく、現時点では明確な数値設定が困難な状況にあります。事業所向けに行なった調査によると喀痰吸引研修を受けるに当たって、「研修によって業務に支障がでる」ことを課題として回答した事業所が70%近くと最も多いことを確認しています。 三号研修に拡充したことによって研修時間は緩和されるものと思慮されますが、今後の申請状況や事業所の利用意向等を継続して把握し、適切な指標値、見込み量等の設定に努めてまいります。	障害福祉課	川越委員
25	資料3 (素案)	48 医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金について、令和4年度と令和5年度（上半期）の実績（利用した人数、宿泊回数等）をお聞かせください。	人数　　日数 R4年度（R4.8～R5.3） 29名 92日 R5年度（R5.4～R5.9） 46名 135日	障害福祉課	川越委員
26	資料3 (素案)	49 保育所における医療的ケア児の受け入れと同様に、普通小中学校の受け入れについても欄を設けて明示する意義があると考えます。ご検討ください。	ご指摘ありがとうございます。小中学生への医療的ケア看護職員の派遣はすでに行なっています。明示する機会をいただけましたら、追記させていただきたいと思います。	学習指導課	川越委員
27	資料3 (素案)	49 保育所における医療的ケア児の受け入れについて 現在、児童発達支援事業所が交流会等を実施していますが周知されていないので報告をお願いします。また、なかなか受け入れが難しいようであれば、保育所や幼稚園内に児発事業所の合同園を考えていただけないでしょうか。	○児童発達支援事業所と保育所との交流について ①「思いやり保育」と「六実保育所」（R4年度～） ②「スマイルぶらす」と「八柱保育所」（R5年11月開始予定） ○児童発達支援事業所との合同園について 健常のお子さんと医療的ケア児のお子さんが同じ空間で過ごす環境は、インクルーシブ保育の観点からも必要なことであると認識しておりますので、ご提案の合同園についても、課題の抽出などを行なううえで、今後検討してまいります。	保育課	佐塚委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者															
28	資料3 (素案)	50 (22)	<p>第2節（5）高齢期における切れ目のない円滑な支援は、新規に設ける項目であるとはいへ、指標を設けるべきだと考えます。たとえば、セルフプランとなっている65歳到達者的人数推計をもとに、必要なサービス利用に結びついているかどうか等についての確認・支援を行う目標人数を示すなどの方法を検討してください。</p>	<p>現段階では、65歳到達者が必要なサービスに結びついているかどうか検証する内容・方法等について、今後、どのように検証していくかが重要な要素となると考えておりますので、目標人数の設定はしていない状況となります。</p>	障害福祉課 川越委員															
29	資料3 (素案)	50	<p>知的障害者の認知症について 知的障害の方が認知症を発症したかもしれない場合における支援体制はどのようにになっているのでしょうか。 知的障害の方は記憶障害が察知されにくく、認知症が見過ごされがちとの指摘もあります。 知的障害の方も高齢化が進むことが予想され、今後はこうしたケースも多くなるのではないかとうか。 いたずらに抗認知症薬を増やすと怒りっぽくなる副作用が出ることもあり、そうした場合は抗酸化物質などのサプリメントが必要になるとのことです。 専門知識を持った医師が必要であるということだと思いますが、松戸市や近隣でそうした専門家に相談できる場所はあるのでしょうか。 また、相談支援員などはそうした情報を持っているのでしょうか。あるいは、相談支援員にそうした情報を提供する機会はあるのでしょうか。</p>	<p>確かに、知的障害の方の認知症の判別は難しいと思われます。 しかし知的障害の方の記憶障害については、察知されにくい部分もあるかと思いますが、日常生活の中で、例えば「洋服の着方がわからなくなつた」などの行動から認知機能の低下について、発見できる可能性があると思います。</p> <p>支援者の方たちによる本人が元々持っている能力や生活能力の変化に気づいていただき、かかりつけ医に相談し、認知症の診断ができる医療機関へと受診していただき、福祉から医療へと繋いでいただくことで、把握できると考えています。</p> <p>専門家に相談できる場所について市としては把握してませんが、当該事例の相談があった場合には、医療に精通している相談員に相談し、繋げられるよう計画相談員や家族へと情報を提供して参ります。</p>	障害福祉課 榎本委員															
30	資料3 (素案)	50	<p>新高額障害福祉サービス等給付費について、過去5年間の償還実績をお聞かせください。</p>	<table> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>償還実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>6人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>6人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	償還実績	R1	6人	2人	R2	6人	4人	R3	5人	5人	R4	6人	6人	障害福祉課 川越委員
	対象者	償還実績																		
R1	6人	2人																		
R2	6人	4人																		
R3	5人	5人																		
R4	6人	6人																		

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者	
31	資料3 (素案)	50	「具体的な行動」の行政欄に、単に「検討します」と記載されていますが、計画においてはできる限り避けたい表現です。「現状や課題を把握した上で対応策を具体化する」という趣旨の記載を提案します。加えて、この項目を新規に設けた趣旨についての説明を一定程度詳記することにより、市民にとってわかりやすい計画になるものと考えます。	ご提案のとおり文章を訂正します。 また、項目を新規に設けた趣旨については、12頁に議論内容として記載しております。	障害福祉課	川越委員
32	資料3 (素案)	51	雇用が達成しない企業の理由はどのようなものでしょうか。また、令和5年度の目標雇用率は100%に対し令和8年度末には50%になっている理由をお知らせください。	達成しない理由：未達成の理由に関する調査等は実施していないが、企業の障害者雇用に対する理解の不足及び障害者雇用に関する実際のイメージ（雇用に際してどういった対応が具体的に必要なかなど）が湧きづらいなどが考えられる。それについて障害者職場実習奨励金制度及び企業向け労働セミナーで企業への理解やイメージの促進を働きかけている。 論拠：素案13頁にてお示ししている通り、上位計画である松戸市総合計画において50%と設定したことから、それに準拠して数値の見直しを図っています。数値としては、過去10年間（平成22年～令和元年）の全国平均における最高値（平成28年）を目指すものになります。	商工振興課 障害福祉課	佐塙委員
33	資料3 (素案)	57	障害のお持ちの方は、コミュニケーションや身体機能、精神的な課題など、あらゆる理由で、他者との交流の持ちづらさ、仲間の作りづらさをお持ちの方は大勢おられると思います。就労系のサービスを使われている方、障害者雇用をされている方でも、それは同じ、或いはそれ以上で、自分で新しい人間関係を構築するのは非常に難しく仲間もおらず、余暇も充分楽しめないまま職場との往復だけをしている方は多いのです。 ➡地域活動支援センターが、就労系のサービスを利用、或いは障害者雇用されている方も、もっと有意義に活用できるようになる必要があると思います。	コミュニケーションや精神的な課題などにおいて、交流を苦手としている方もあると思います。そういう場合においても個々に状況を把握して地域活動支援センターへの通所も課内検討の上、認められています。また、障害分野のみならずインフォーマルな資源での集まりなどに参加できる方もいると思います。様々な資源を活用して、精神的な安定や社会とのつながりを持てるように支援してまいります。	障害福祉課	自立支援協議会 大友委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者	
34	資料3 (素案)	59	<p>基幹相談支援センターによる地域の人材育成・ネットワーク構築の研修等の実施回数について、令和8年度の目標値が「9回延べ参加者300人」となっていますが、令和1年度の実績が7回313人だったこと、令和3年度にセンターが3カ所になったことを考慮して、目標を定めるべきだと考えます。</p>	<p>令和3年度にセンターが3カ所になりましたが、市内を3圏域に分割したものの、担当区域や関係事業所数が3倍になったわけではありません。目標設定にあたりましては、直近2年度の実績値の、令和3年度 9回151人、令和4年度9回250人を考慮し設定しております。</p>	障害福祉課	川越委員
35	資料3 (素案)	59	<p>地域生活支援拠点には、5つの重要な機能が位置づけられています。現時点での5つの機能ごとの設置状況についてお示しください。それを踏まえて、年度ごとに登録者数や事業者数の目標を明示するとともに、それぞれの機能の整備を進めていく方針について記載することを提案します。</p>	<p>89-90頁に5つの機能についてはまとめてあります。5つの機能ごとの設置状況につきましては、登録事業所が担う機能として、相談が4事業所、体験が1事業所、地域の体制づくりが2事業所となっております。また、委託事業所として、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を基幹相談支援センターが担い、緊急時の受入れ、体験の機能を緊急一時保護事業者の松里福祉会が担っております。</p> <p>年度ごとの事前登録者数は100人、事業所数は2事業所増で設定しております。それぞれの機能の整備にあたっては、機能を担う登録事業所を増やす取組が必要と考えます。登録事業所への手上げの動機づけとしては、加算による報酬の増額がございますが、現行の報酬体系では、手上げいただくほどのメリットを示しづらいため、報酬を含めた動向を注視しながら、整備の方針を具体化してまいりたいと考えます。</p>	障害福祉課	川越委員
36	資料3 (素案)	65	<p>相談支援事業所連絡会（サボサボ）について 同連絡会は計画に位置付けられる事業なのでしょうか。任意団体なのでしょうか。 前者である場合、相談支援事業所数の拡充が求められる中、同連絡会を職能団体化するなど拡充（A）する方向で計画した方が適切と考えます。</p>	<p>後者の任意団体とはなりますが、本市が指定権限を有している相談支援事業所が運営のため、運営の後方支援をしているところです。当該連絡会が支援者同士の関係構築、人材育成や情報共有の場など、多岐にわたり相談支援専門員等にとって貴重な機会と認識しておりますことから、今後も継続して支援してまいります。</p>	障害福祉課	自立支援協議会 星野委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
37	資料3 (素案)	68 市指定難病療養者援護金について レスパイト入院で市指定病院から個室を依頼された場合 (療養者は大部屋希望) 2万円位必要になる場合は補助の拡大は望めないでしょか。	市の難病者援護金制度は、指定難病等の受給者証を所持している方に対する経済的支援の観点から5,000円の手当を支給する制度であり、医療費の助成ではないため、差額ベッド代はそもそもその趣旨には沿わないと考えております。しかしながら、1か月に20日以上入院治療を受けている入院療養者について、現制度で5,000円を追加支給していることから、他市町村の動向を注視しつつ、補助の拡大ができるかどうか研究して参りたいと存じます。	障害福祉課	佐塚委員
38	資料3 (素案)	69 福祉タクシー券について このタクシー券は一般タクシーの利用券と同じでしょうか。個人差はありますが、福祉車両を利用すると1回あたり(距離による)利用代金は2-3万円位になります。福祉車両利用時の金額等調査し、補助額が妥当かどうか精査していただけないでしょか。	福祉タクシー券の助成については運賃部分に対して助成がなされるものです。一般タクシーと福祉タクシーの運賃部分の料金については各社で差異はあるものの、大きな乖離はないと考えられます。 福祉タクシーの利用代金の大部分は介助料や機器使用料、その他看護師等の付き添いに係る人件費が占めています。 実際は運賃部分にしか助成の適用ができませんので現段階では総額に対して金額調整等は困難と考えられます。	障害福祉課	佐塚委員
39	資料3 (素案)	79 バリアフリー化推進事業について これはお願いです。今後大きなホール等、座席が指定されているところの障害者席についてステージの横側や2階の一番端側に用意されています。障害者で車いすやベッド式の車椅子の場合はステージを見ることができません。ステージ中央に位置してもらいたい。また、介助者席も考えてほしい。1名ではなく2名位の確保。	ご意見として承り、関係すると思われる課に情報提供致します。	-	佐塚委員
40	資料3 (素案)	80 リフォーム相談についてですが、発達障害の場合、ストレスで壁に穴を開けたりドアを壊したりという事があります。通院している方で、1回のみの利用と限定してリフォームの助成金があるだけでも助かると思います。	リフォーム相談ではありませんが、障害福祉課の事業として障害者住宅改修助成金支給制度がございます。当該制度は、重度の障害者の介助に適した住環境の確保及び自立の促進を図るため、住宅改修費の支給を行う事業であることから、壁やドアの補修に対する支給は制度の趣旨上困難かと思われます。	障害福祉課	志田委員

	資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
41	資料3 (素案)	84	災害や感染により支援者が不在となった場合の対応について、資料2の事業一覧によれば、令和3年度と令和4年度の実績はないとのことです。災害や感染により支援者が不在となってしまうということは十分に起こりうる事態であることから、事業について周知不足である恐れを懸念します。市としての認識と今後の善後策についてお聞かせください。	災害や感染における業務については、「松戸市業務継続計画」において、継続業務や、縮小・中断する業務が定められていることから、同計画に則り対応いたします。支援者が不在となった場合には、支援者を含む関係者や、ご本人等からの連絡を起点に、個別に支援がなされるものと考えることから、事業の周知については、実施しておりません。防災や感染防止策の周知については、各担当課により実施されるものですが、必要に応じ、関係機関への周知について側面的支援を実施しております。	障害福祉課	川越委員
42	資料3 (素案)	88	活動指標について 医療1人となっていますが、医師の関与の有無について明示した方が良いと考えます。「利用者」となっていますが、1回の地域個別ケア会議で扱う事例数についても表記した方がわかりやすいと考えます。	地域個別ケア会議では、精神障害者の地域移行・地域定着の促進の取組として、個別事例を協議しております。医師の関与の有無の明示については、国が示す取組の図においては、保健・医療・福祉関係者と示されていることから、「医療」としております。 事例数は会議1回あたり、1事例を扱っています。	障害福祉課	自立支援協議会 星野委員
43	資料3 (素案)	89-95	令和8年度末の目標について 目標欄がそれぞれのタイトルのような文章になっています。具体的な数値目標を記載した方がわかりやすいと考えます。また文章においても、進捗管理をどのようにすべきか記載されると良いと考えます。	障害福祉計画及び障害児福祉計画は国指針に基づき各種指標値等を設定しているものになります。進捗管理につきましては第6章にて明記している通り、障害者計画推進協議会において今後行っていくことになります。	障害福祉課	自立支援協議会 星野委員
44	資料3 (素案)	89	コーディネーターについて記載されています。現時点で市内に配置されているコーディネーターの事業所や人数、その具体的な役割について、お聞かせください。	コーディネーターは、緊急一時支援の委託先である社会福祉法人松里福祉会の事業所に、常勤換算で1名以上配置しております。役割としては、緊急時に備えた24時間の連絡体制の確保、対象者の事前登録、体験利用の促進等を実施しております。	障害福祉課	川越委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者	
45	資料3 (素案)	90	<p>p 94でペアレントトレーニングの受講者の数が10名とあります が、これは、トレーナーを養成するための講座だったのか、単純に ご自分のお子さんを支援するための学びの講座だったのか、わかり づらく感じました。トレーナーを毎年10名養成するなら、十分な 目標値だと思いますが、お子さんのかかわりに悩んでいる親御さん10 名が受講するのなら、目標値が低いのではと感じてしまいました。 もしそうでしたら、お子さんのかかわりに悩んでいる親御さんは大 勢いるので、もっと沢山の親御さんに受けさせていただけるようプログ ラムを工夫したり、周知の仕方を工夫するなど必要と感じます。相 談支援をしていても、世帯の孤立化が子育てに与える影響を大き く感じます。祖父母や親戚に頼れず両親だけ、片親だけでの子育て、 些細なことにもアドバイスももらえません。そんな中発達障害とい う個性を持ったお子さんへのかかわりに悩み、行き詰るのは当然と 思います。些細なことでも、子育てや親御さん自身の構えや生き 方、方向性などについて、気軽に相談できる人、地域のおじいちゃん、 おばあちゃん的な機能が求められていると感じます。これは親 御さんが健康で前向きに子育てに向き合い、子供たちがそれぞれの 発達に合わせのびのびと成長できるために、また将来の不登校、ひ きこもり、行動問題を予防していくためにも欠かせない機能なので はと思います。また、発達センターは親御さんがお子さんのかかわ りの手がかりを求める場所なので、こども発達センターの中にその ような機能があるのが良いと思います。</p>	<p>10名の数値は親御様の受講者数になります。こちらは市内でペアレント トレーニングを実施している事業所へのヒアリングによって一年間の利用 者数を推計したものになります。</p> <p>今後はペアレントトレーニングを実施する事業所を増やしていくための 取り組みを検討していますが、短期的に数値に反映されるものでないと考 えており、それぞれの活動指標については令和6年度と同様の数値設定をし ています。</p>	障害福祉課	自立支援協 議会 大友委員
46	資料3 (素案)	93	<p>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等 デイサービス事業所の確保について、「事業所を確保する」 にとどまらず、令和8年度末の数値目標（事業所数等）を示す とともに、対策を講じるべきではないかと考えます。市のお 考えをお聞かせください。</p>	<p>国の基本方針にて設定された指標値を達しており、且つ、前計画策定時 と比較すると事業所数は増加していると認識しています。</p> <p>今現在は明確な数値設定を行う予定はありませんが、次期計画策定時に 行われる各種調査において、ニーズ把握等に努め、数値設定の要否につい ても検討してまいります。</p>	障害福祉課	川越委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
47	資料3 (素案)	94 p104の現状と課題からも、障害福祉サービスの受給者は増えているのに、相談支援専門員の数は減少しているということ。新たな加算の設置や基幹のサポートだけでは、相談支援体制の充実は簡単には困難だと思われます。しかし、この10年で既存の相談支援専門員たちそれぞれが構築してきたパイプや相談支援のノウハウをお互い協力しながら生かしていくべき、もっとスマーズに多くの相談に対応していくのでは。 ➡相談支援専門員が現場での横のつながりも強化し、お互いを助け助け合える体制を取れたら、更に個々の事業所がケースを更に増やしていく可能性もあるのでは。相談支援事業所助け合い加算、などあれば、助け合いがもっと積極的に進むのでは。	今回の計画策定時の議論の流れを汲み、自立支援協議会指定事項調査部会の依頼のもと、相談支援体制の連携強化及び計画相談の質の向上について相談支援部会において議論しているところです。 ご指摘のあった相談支援事業者への補助制度も含め、現場の意見をボトムアップ型で聴取しているところであります、引き続き適切な支援体制について検討を進めてまいります。	障害福祉課	自立支援協議会 大友委員
48	資料3 (素案)	108 3ヵ所の基幹相談支援センターの相談件数について、中央は令和4年度に著減、小金は横ばい、常盤平は令和5年度に著増しています。その要因分析についてお聞かせください。その分析に基づいて次期計画の見込量を設定する必要があると思いますが、現在の見込量は過少である恐れが高いと考えます。再検討を要望します。	相談件数について、中央は、令和3年度8,467件、令和4年度6,119件で著減となっております。要因といたしましては、専門職の欠員により、対応件数の減少に繋がったものと考えます。常盤平については、令和3年度から令和4年度にかけては、微減であり、令和5年度記載の数値は、令和5年4月～8月の相談件数の平均に12を乗じたもので推定値として記載しております。中央及び、小金も同様の算出方法であり、実績値に基づいた推定値を記載しているものです。	障害福祉課	川越委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
49	資料3 (素案)	108 基幹相談支援センターの役割は、地域の中核として総合的・専門的な支援を行うこと、相談機関の支援を行うこと更に障害者虐待防止、障害者差別相談、虐待・差別対応、研修の実施など実に多岐にわたります。 これだけの役割を担いながら、認定調査も行っておられます。現在の各基幹の配置人数で、これだけの役割を充分にこなすのは本来不可能なのではと思われます。基幹のTelはずっと話し中、相談が後手後手になってしまふというのは本当にやむを得ない状況なのではと思います。しかし、基幹がそのような状況では困難事例や緊急事例も適時対応できず、計画相談のフォローも進まず、松戸市全体の相談支援体制の脆弱化につながりかねません。 ➡基幹相談支援センターの業務内容に適した人員の配置、あるいは業務内容の見直しが必須であると思います。	基幹相談支援センターの業務実態を把握するため、10/2～10/3にかけて、3センターに、ヒアリングを実施いたしました。現在内容を分析しており、必要に応じて、業務の効率化人員配置の適正化を検討してまいります。	障害福祉課	自立支援協議会 大友委員
50	資料3 (素案)	108 基幹相談支援センターの体制と周知方法についての意見です。発達障害や引きこもりが増加傾向にあり支援員が激務なことから、支援センターを増設していただきたい。道路沿いの目につく場所に、周知しやすいネーミングの支援センターが良いと思います。	センターの増設について、高齢分野及び母子分野との横断的な連携体制を図るべく、令和3年度に2つのセンターを増設し、市内3圏域に設置した経緯があります。このことから、業務量に対し人員が不足している場合は、センターの増設ではなく、現状のセンターへの増員を想定しています。 ネーミングにつきましては、計画策定のアンケートにおいて、認知率が向上していることから、現状の名称での周知をすすめてまいりたいと考えます。	障害福祉課	志田委員
51	資料3 (素案)	109 「市が委託する相談支援事業所は6カ所ありますが、それぞれの役割が明確ではありません」という記載がありますが、現状までの総括ということであれば、「これまで明確ではないという課題がありました」というような表現がふさわしいと思います。その上で、現状の課題に対する具体的な検討結果や、今後の方針について記載する必要があると考えます。ご検討ください。	当該項目については、削除漏れでしたので、削除いたします。	障害福祉課	川越委員
52	資料3 (素案)	90 (4) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について他の項目と比べ、具体的な内容に乏しいと感じます。 市が把握している強度行動を有する人の人数、把握していなければ把握するための計画は書けますでしょうか。新たに設定したサービス見込み量、ニーズ把握の仕方やスケジュールを書けますでしょうか。	本項目は国指針の改正に基づき新たに設定されたものになります。指針におきましても令和8年度末までにニーズ把握を行うことが明記されていることから、同内容に沿った形で一部文言を修正させていただきます。 個別具体的なスケジュールは現在は未定であり、計画上明記する予定はありませんが、今回の計画策定時におきましても前年度に障害者向けの各種調査を行っていることから、同様のスケジュールにて実施することを想定をしています。	障害福祉課	自立支援協議会 星野委員

資料	頁/節	質問	回答	担当	質問者
53	資料3 (素案)	92 児童発達支援センターを設置するについて すでに開設していると文章中にあり、すでに達成している ことが目標として書かれています。職員規模やセンター数を 拡充するという目標でしょうか。他項目でも同様の目標記載 がされている箇所があります。	障害福祉計画及び障害児福祉計画は国指針に基づき各種指標値等を設定 しているものになります。このことから、既に目標設定を達しているもの についても明記しています。	障害福祉課	自立支援協 議会 星野委員
54	資料3 (素案)	112 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣について 合理的配慮が求められる中、派遣見込み数が減少していま す。	令和3年度から令和5年度の派遣件数の増加率を鑑み、 次のとおり計画値を修正します。 R6:750件 R7:770件 R8:790件	障害福祉課	自立支援協 議会 星野委員